

日置敏明郡上市長 様

「白山ユネスコエコパークの拡張申請」について（要望）

日頃から郡上市における行政へご尽力いただきまして感謝申し上げます。本年もお世話になりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

「白山ユネスコエコパークの拡張申請」の件についてご要望させていただきたいと思っております。現在、日本のユネスコエコパークは5か所あります。1980年に登録されましたのは、白山、志賀高原、屋久島、大台ヶ原・大峰山で、2012年に登録されたのが、宮崎県の綾町を中心とする綾ユネスコエコパークです。現在、複数の地域で登録を目指しており、南アルプス(山梨、静岡、長野の3県10市町村)、只見(福島県只見町、檜枝岐村)については、今年ユネスコへの登録申請が行われる可能性が高いとのことです。

最近、日本ユネスコ国内委員会(主査:鈴木邦雄・横浜国立大学学長、事務局:文部科学省国際統括官付)は新規登録や既存地域の活性化に熱意を持って取り組んでおられます。各地域への助言等は、国内委員会からの委託により日本MAB計画委員会が協力しており、その事務局は横浜国立大学にあります。

現在のユネスコエコパークの機能は、1. 生物多様性の保全、2. 歴史・文化の多様性の保全、3. 持続可能な開発・発展、4. 持続発展教育(ESD) 5. 行政・民間・大学(学校)・市民等による協働保全活動と考えられます。他の自然保護制度と異なるのは、自然環境の保全と地域振興を同時に達成することを目標に掲げていることです。そのため、次ぎのように土地利用区分を設定することが特徴です。

土地利用区分は1. 核心地域(コアエリア、厳格に保護、長期的に保全)、2. 緩衝地域(核心地域のバッファゾーン、教育・研修・エコツーリズム等に利用)、3. 移行地域(トランジションゾーン、地域社会や経済発展が図られる地域、居住区)となります。

しかし現在は、白山ユネスコエコパークには、核心地域と緩衝地域のみが存在し、移行地域は設定されていません。ユネスコエコパークの理念は、移行地域において住民がエコロジカルな発想で経済・文化・教育活動などの取り組みを進め、地域社会が発展することによって、そのベースとなる自然環境を主体的に守る意識を育てることにあります。

私たちは郡上市全体を現在の白山エコパークに含めることができないかと思い、「ぎふ環境再生医の会」としてたまたま知り合いでありました鈴木横浜国立大学長に尋ねましたら、郡上市はエコパークの条件を備えており郡上市全体を白山エコパークに含めることができる可能性があります。というお答えでした。それならばぜひ、この課題を郡上市全体で議論し盛り上げ登録検討に向けて準備をしていただきたいと、市役所内の商工観光部、環境水道部、教育委員会の担当者へ説明に行きました。また郡上市から産学連携イベーターとして岐阜大学へ出向しておられる方へ説明致しました。その方からは郡上市企画部へも説明頂きました。現在では郡上市は関係する複数部局に跨ってこの課題に対応いただいていると聞いております。

文科省や横浜国立大学事務局が想定しているスケジュールは、白山、屋久島、大台が原・大峰山については、8月中旬までに存続(または認定取り下げ)の意向を関係自治体の総意として確認することとのことです。このことに関しては期間が短く、市民への周知、検討、意見収集等が充分行えない困難が考えられます。そのためこの課題をできるだけ効率的に進めていく必要があります。私たちは1月18日に郡上市において「ユネスコ白山郡上エコパーク研究会(仮称)」を立ち上げました。構成は旧市町村からの選出を考えNPO、民間、市民、市議会議員などの地域の方に入ってもらっています。ユネスコエコパーク登録に関して研究・活動をすすめていく団体として参加者全員一致で結成いたしました。研究会は正会員以外で協力者・支援者としてのさまざまな方からの協力をお願いしております。

郡上市におきましても、ユネスコ白山郡上エコパーク(仮称)登録におきまして、早急にご検討を始めて頂き、今後の登録申請に間に合うよう進めていただきますようお願い申し上げます。

平成25年1月31日

ユネスコ白山郡上エコパーク研究会(仮称)

事務局長 水上精榮